

岡山県保健医療計画へのへき地診療所の追加について

1 経緯及び概要

- ・平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づくへき地診療所について、本県では岡山県保健医療計画中の、へき地診療所一覧への施設名の記載をもって、へき地診療所として取り扱うこととしている。
- ・新見クリニック（新見市西方 450）から、資料 2 - 2 のとおり岡山県保健医療計画への追加の要望があり、同クリニックを追加することについて、ご協議いただくもの。

2 追加に係る方針（案）

（1）新見クリニックを岡山県保健医療計画へ、へき地診療所（人工透析内科）として追加することとする。

【追加を認める理由】

- ・「へき地保健医療対策等実施要綱」に記載されている 3. へき地診療所の（3）設置基準アイの基準には合致しないものの、新見地区で唯一の透析施設であり、同クリニックが診療不能となった場合、患者への影響が多大であること。
- ・へき地診療所として取り扱う期限は、長男が透析専門医資格を取得し、常勤医として勤務する予定までの令和 12 年 3 月 31 日とする求めであり、また、医師の配置支援に関係がない補助金（へき地診療所運営費補助金、へき地診療所施設整備費補助金、へき地診療所設備整備費補助金）への申請はしないと誓約し、必要最小限の支援を求めるものであること。

（2）保健医療計画へ追加後、記載の継続については下記の取扱とする。

- ・令和 12 年 3 月 31 日までへき地診療所として取り扱うが、その期日の到来前に上記クリニックにおいて、十分な医療提供体制が整ったと県が判断した場合は、その時点で保健医療計画から削除する。
- ・医療提供体制の状況の確認については、年に 1 度、上記クリニックからその状況について県へ報告を求めることとし、また、期日の令和 12 年 3 月 31 日までの中間時点である 4 年後には、医療対策協議会への報告を求めることとする。
- ・新見市内に、上記クリニックの他に透析施設が新設されるなど、新見市内での透析診療の提供体制が確保されたと県が判断した場合も、その時点で保健医療計画から削除する。

3 今後のスケジュール

- ・御協議いただいた後、岡山県保健医療計画の策定を所管する岡山県医療審議会の意見を求める。
- ・岡山県医療審議会においても了解が得られた後、岡山県保健医療計画へ記載する。

4 参考資料

- ・新見クリニックからの要望（資料 2 - 2）
- ・へき地保健医療対策実施要綱抜粋（資料 2 - 3）
- ・へき地診療所となった場合に受けられる支援（資料 2 - 4）

令和 4 年 1 月 5 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

医療法人社団 泉樹会
新見クリニック院長 仙田 哲朗

新見クリニックの岡山県保健医療計画への追加について

現在、新見地区にて唯一の透析施設である新見クリニックは、院長である私が入院、長期療養となり、医師の安定的な確保が困難な状況が続いております。長男も、透析医となるべく他の医療施設で研修中ではありますが、常勤の透析医として勤務するまで、まだ時間を要する状況にあります。

当クリニックが診療不能となった場合、当クリニックにかかる患者は、遠方の透析施設に通うことになってしまいますが、通院時間の確保のため、居住地の変更、転職、辞職、正規雇用から非正規雇用への変更等の手段をとることを余儀なくされることも考えられ、患者の健康面だけでなく、生活面においても多大な影響を与えてしまう可能性があります。

つきましては、当クリニックは、「へき地保健医療対策等実施要綱」に記載されている 3. へき地診療所の (3) 設置基準アイの基準には合致しないところでございますが、設置基準ウにある「へき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した」場合として、当クリニックを岡山県保健医療計画のへき地診療所への追加を認めていただきたく存じます。

また、医師の配置支援の範囲で必要最小限の支援を求めるものであるため、へき地診療所としての取扱いを求める期間は、長男が透析専門医資格を取得し、常勤医として勤務する予定までの令和 12 年 3 月末日 (別紙 関連資料 4) とし、期間延長が必要となった場合は、期限の 6 カ月前までにご提案をさせていただきます。なお、医師の配置支援に関係がない補助金 (へき地診療所運営費補助金、へき地診療所施設整備費補助金、へき地診療所設備整備費補助金) については、申請しないことを誓約いたします。

上記内容に加え、関係資料を提出いたしますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(関連資料)

新見クリニックの現状と、へき地診療所取扱い期間について

1 新見クリニックの概要

- ・開設年月日 平成22年5月1日
- ・所在地 岡山県新見市西方450番地
- ・診療科 人工透析内科
- ・医師数 1名

2 新見地域の状況

- ・透析患者数 86名(うち35名が送迎が必要)
- ・最寄りの透析施設 高梁中央病院(高梁市)・落合病院(真庭市)
- ・最寄りの透析施設までの距離 高梁中央病院：道路36km/直線距離26km
落合病院：道路43km/直線距離27km
- ・最寄りの透析施設まで通常の公共交通機関を利用した場合の所要時間
高梁中央病院 (JR伯備線/普通列車 新見駅～備中高梁駅) 42分
落合病院 (JR姫新線/普通列車 新見駅～美作落合駅) 72分
- ・新見クリニックから最寄りの透析施設までの距離が分かる地図の添付
詳細は添付資料1を参照

3 新見クリニックの医師確保状況

- ・新見クリニックへ医師派遣している医療機関一覧と派遣頻度
※ 添付資料2を参照
- ・今後の派遣受入の見通し
【令和4年4月より】
月曜日/火曜日 鳥取大学
水曜日/木曜日 医療法人創和会 しげい病院・重井医学研究所附属病院
金曜日/土曜日 川崎医科大学

4 へき地診療所 取扱い期間

- ・長男が透析専門医資格を取得し、常勤医として勤務するまでの期間
令和12年3月末日 予定

【 補足 】

[へき地診療所認定期間について]

へき地診療所としての取扱いを求める期間については、長男が透析専門医資格を取得し、常勤医として勤務する時期までとさせていただきます。また、期間は、以下記載の補足事項により算出させていただいております。

<補足①：透析専門医資格>

透析診療を行うにあたり必要となる専門資格。透析診療に関する知識と経験を証明するものであり、透析専門医資格の取得および取得に要するカリキュラムの修了をすることにより、患者に対し安定的な診療を提供することができる。

<補足②-1：透析専門医資格取得のカリキュラムと期間>

長男が令和5年4月から所属する予定である川崎医科大学において、透析専門医の取得を行う過程は下記であり、初期研修終了後の必要期間は7年間と定められている。



(引用：川崎医科大学「腎臓・高血圧内科学」キャリアパス育成表)

<http://www.kawasaki-jinzo.net/training>

後期研修 3年間

大学院 4年間 合計 7年間

<補足②-2：上記期間の必要性について>

- ・川崎医科大学 腎臓・高血圧内科学 教授
柏原 直樹 氏

院長の長男である仙田 寛武氏が新見クリニックの常勤医として勤務し、新見地区の透析診療を維持するためには、透析専門医資格を取得することが必須条件である。川崎医科大学に所属し、修了過程を学び、透析専門医資格までは最短でも令和12年3月末までを要する。また、修了過程等によっては取得時期が遅れる場合も有り得るものである。

(令和3年12月13日)

<補足③：上記期間の必要性に対する、有識者からの見解>

新見クリニックの常勤医として勤務するためには透析専門医資格の取得は必要不可欠であり、取得にあたる期間としては令和12年3月末までは妥当である。

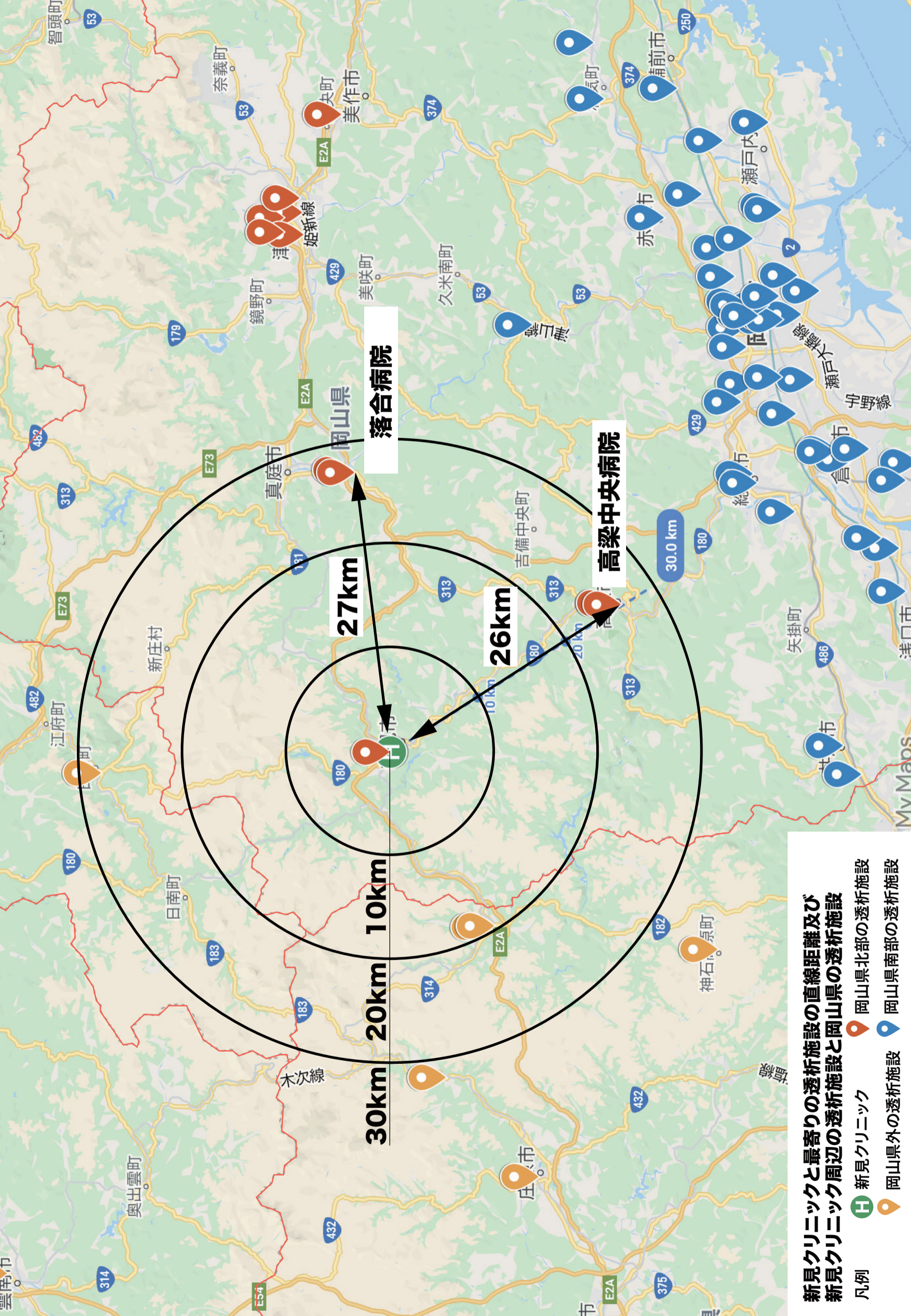
医療法人社団福島内科医院 理事長・院長
岡山県医師会 透析医部会 会長
草野 功 氏

(令和3年12月28日)

医療法人 創和会 しげい病院 院長
岡山県医師会 透析医部会 副会長
有元 克彦 氏

(令和3年12月16日)

以上



**新見クリニックと最寄りの透析施設の直線距離及び
新見クリニック周辺の透析施設と岡山県の透析施設**

- 凡例
- 新見クリニック
 - 岡山県北部の透析施設
 - 岡山県南部の透析施設

添付資料2 応援診療の派遣医療機関一覧

新見クリニック

	所属	備考
岡山県	岡山大学 腎・免疫・内分泌代謝内科学	透析医部会応援診療／3月より応援診療
	川崎医科大学 腎臓・高血圧内科学	令和3年6～9月の金曜日・土曜日、10月～12月は金曜日の応援診療、令和4年1月以降は金曜日・土曜日の応援診療のご予定。
	医療法人創和会 しげい病院・重井医学研究所附属病院	令和3年9月より応援診療。令和4年1月以降も継続して応援診療のご予定。令和4年4月以降は、水曜日・木曜日の応援診療のご予定。
	医療法人社団井口会 総合病院 落合病院 一般財団法人津山慈風会 津山中央記念病院	透析医部会応援診療／令和3年3月より応援診療 透析医部会応援診療／令和3年9月、10月に応援診療
鳥取県	鳥取大学 第三内科診療科群（呼吸器内科・膠原病内科）	鳥取大学第三内科は長年に渡って月曜日・火曜日に応援診療を担当。今後も引き続き、月曜日・火曜日のご予定。
	鳥取大学 第二内科診療科群（消化器内科・腎臓内科）	鳥取大学第二内科は令和3年4月、5月の金曜日・土曜日の応援診療
	鳥取大学 泌尿器科	鳥取大学泌尿器科は令和3年10～12月の土曜日の応援診療

へき地保健医療対策等実施要綱（抜粋）

1. へき地医療支援機構

(略)

2. へき地医療拠点病院

(略)

3. へき地診療所

(1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区（以下「無医地区等」という。）又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区（以下「無歯科医地区等」という。）において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

(4) 整備基準

ア 施設

へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地診療所として必要な医療機器を整えるものとする。

(以下、略)

へき地診療所となった場合に受けられる支援

1 医師派遣

へき地医療支援機構（以下、「機構」という。）が、調整し行う、医師派遣を受けることができる。

【医師派遣概要】

- ① 機構が各保健所を通じて市町村へ、へき地診療所への医師派遣の要望調査を行う。
- ② 市町村が派遣要望計画を提出する。
- ③ 調査結果に基づいて、機構からへき地医療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）に対して、派遣の実施要請を行う。
- ④ 実施要請に基づき、拠点病院が関係機関と調整し医師派遣を行う。

2 補助金

へき地診療所に関する補助金を受けることができる。

【補助金の例】

- ・へき地診療所運営費補助金
- ・へき地診療所設備整備費補助金
- ・へき地診療所施設整備費補助金

※ 2について、医師確保に関連がないため、新見クリニックは利用しない旨、誓約しています。